

# ホームページなどでの情報発信にかかわる校内規定

名古屋市立高蔵小学校

## 1 目的

この校内規定は、名古屋市立高蔵小学校（以下「本校」とする）のホームページ運営委員会のあり方を示すとともに、児童・教職員・及び保護者の人権を尊重し、安全かつ有効な情報発信に努め、教育活動をより効果的に行うために定める。

## 2 責任範囲

校長は、本校のホームページに掲載された情報についての責任を負う。

## 3 ホームページ運営委員会の設置と情報発信などの取り扱い

- (1) 校長はインターネットの適正な利用を図るため、校内にホームページ運営委員会を設け、「ホームページ担当者」及び「メール管理者」を選任する。
- (2) ホームページ担当者は、本校ホームページの作成・管理を行う。
- (3) ホームページ担当者は、作成したホームページの内容を一般に公開する前に校長に決裁を受ける。
- (4) メール管理者（情報教育主任）は、本校宛に送られてきた電子メールの送受信を確認し、必要に応じて保存する。
- (5) メール管理は、必要に応じて本校宛の電子メールを教職員に回覧する。また、校務分掌担当者宛の電子メールを印刷し、担当者に渡すなどの方法で伝達する。

## 4 ホームページの公開について

- (1) 目的
  - ① 本校の特色及び校内での児童の活動を一般に公開する。
  - ② 本校の行事内容、予定を保護者及び地域住民に公開し、本校の教育活動に対する理解・協力を得る。
- (2) 掲載しない情報の内容
  - ① 法令、公序良俗に反する内容
  - ② 政治、宗教活動、営利行為に関する内容
  - ③ 個人や団体の名誉やプライバシーを損なうおそれのある内容

## 5 ホームページの更新

ホームページの内容については、校長の指導のもとにホームページ運営委員会で協議し、よりよい情報を発信するために常に検討し、新しい情報に更新する。ホームページを更新した場合、データの消失を防ぐために、その複製を保存する。

## 6 個人情報の保護

- (1) 児童の個人情報とは、児童個人が特定できる情報「氏名・住所・電話番号・顔写真・所属など」および、児童に関する情報「成績・身体的特徴・健康状態・家族構成」を指す。よって、顔写真のうち集合写真のように、児童個人が特定できないものについては、掲載する場合もある。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りではない。
- (2) インターネット上には、みだりに個人情報を記載しない。
- (3) インターネット上に個人情報を掲載する際には、必ず児童本人及び保護者に報告し、承諾を得る。
- (4) 児童本人、あるいは保護者から掲載内容について訂正・取り消しの要望等を受けた場合は、速やかに掲載内容を変更し、該当する児童及び保護者に報告する。
- (5) 教育委員会又はその他の機関・団体、個人からの掲載内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置をとる。

## 7 発信内容の提供

- (1) 本校がインターネット上で発信する内容について、インターネット接続環境にない保護者及び児童にも、その内容を提供するように努める。
- (2) 保護者からの要請があれば、直ちにその内容を提示するとともに、授業参観、学級・個人懇談会などで保護者が来校する機会があれば、ホームページの閲覧を勧める。

## 8 情報モラルについての指導

著作権や知的所有権、個人情報の保護、他者への配慮などの情報モラルについて児童に十分認識させるための指導カリキュラム（情報教育指導計画）を作成し、実施する。

## 付 則

（施工期日）この規定は、平成30年4月1日から施行する。